

◎指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件
 新旧対照条文

○指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省令第七十一号）
 ○指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一から別表第三までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>四〇十八（略）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一又は別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>四〇十八（略）</p> <p>第二条（略）</p>

別表第一・第二（略）

別表第三（第三号関係）

講義	区分	科目	時間数	備考
重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義			二	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める基本研修（以下「基本研修」という。）に相当する研修課程
基礎的な介護技術に関する講義			一	
コミュニケーションの技術に関する講義			二	
喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①			三	基本研修に相当する研修課程
経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び			三	基本研修に相当する研修課程

別表第一・第二（略）

					危険防止に関する講義②
	演習	喀痰吸引等に関する演習	一		基本研修に相当する研修課程
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	三			
	外出時の介護技術に関する実習	二			
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	三・五			
	合計	二〇・五			
<p>(注) この表に定める研修の課程は、別表第一、別表第二並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条及び第十三条に係る別表第三第一号に定める内容を含むものとする。</p> <p>別表第四(第四号関係) (略)</p> <p>別表第五(第四号関係) (略)</p> <p>別表第六(第五号関係) (略)</p>					

別表第三(第四号関係)
別表第四(第四号関係)
別表第五(第五号関係)